

E i w a N e w s

消費税率引上げ時期の変更等に伴う改正項目

平成29年9月
(No. 146)

今回は、本誌 134、142でご紹介した「消費税率引上げ時期の変更」、「確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し」に伴う改正項目をご紹介します。

[1] 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置

(1) 内 容

平成29年4月1日に予定していた消費税率10%への引上げ時期を、2年半後となる平成31年10月1日に変更したことに伴い、消費税の軽減税率・適格請求書等保存方式の導入時期が2年半延期されることとなったことをご紹介しますが、その他の消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置についてご紹介いたします。

消費課税

イ.消費税率10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日が平成31年4月1日とされました。

ロ.自動車取得税の廃止時期、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期が、それぞれ平成31年10月1日に変更されました。

個人所得課税

以下の住宅取得等に係る措置について適用期限が平成33年12月31日まで延長されました。

- ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ・特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- ・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ・認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

資産課税

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、その非課税限度額に係る贈与契約の締結期間が2年半延長されました。

イ.特別住宅資金非課税限度額（消費税率10%の場合）

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	耐震等住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
H31.4.1~H32.3.31	3,000万円	2,500万円
H32.4.1~H33.3.31	1,500万円	1,000万円
H33.4.1~H33.12.31	1,200万円	700万円

ロ.住宅資金非課税限度額（消費税率10%以外の場合）

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	耐震等住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
H28.1.1~H32.3.31	1,200万円	700万円
H32.4.1~H33.3.31	1,000万円	500万円
H33.4.1~H33.12.31	800万円	300万円

地方法人課税

イ.法人住民税法人税割の税率が以下のように引下げられます。

	現 行		改正後	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

ロ.地方法人税の税率が10.3%（現行：4.4%）へ引上げられます。

ハ.地方法人特別税が廃止され、廃止に伴い法人事業税が復元されます。

ニ.適用開始時期

この改正は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

[2] 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直しに伴う改正

(1) 内 容

法人税の申告期限を、原則の申告期限（事業年度終了日後2カ月以内）から4カ月を超えない範囲において延長することが可能になったことに伴い、役員給与の定期同額給与の通常改定の期限等についても延長されることとなりました。

定期同額給与

通常改定の期限については、原則として「会計期間開始の日から3月を経過する日」とされていますが、「会計期間開始の日からその確定申告書の提出期限の延長の特例の指定に係る月数に2を加えた月数を経過する日」（延長の特例による申告期限）とされました。

事前確定届出給与、業績連動給与

事前確定届出給与、業績連動給与についても所要の措置が講じられました。

(2) 適用開始時期

この改正は、平成29年4月1日以後にその支給に係る決議（その決議が行われていない場合には、その支給）をする給与について適用されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。